

上野原市立地適正化計画に係る届出制度について

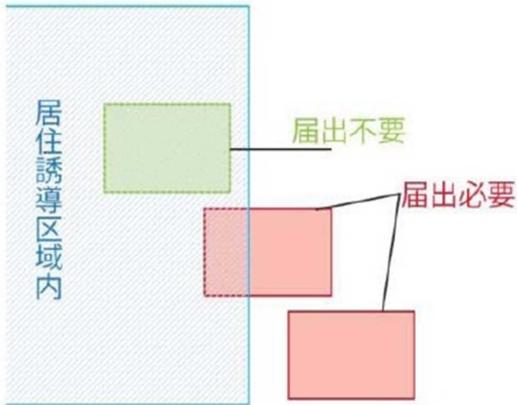
1 届出制度の概要

立地適正化計画の策定に伴い、市が居住や都市機能の立地の動向を把握するとともに、各誘導区域に居住や都市機能を緩やかに誘導するため、居住誘導区域外および都市機能誘導区域外では、一定規模以上の住宅の開発・建築や、都市機能誘導区域に位置づけた誘導施設の建築を行う際に、都市再生特別措置法第88条並びに同法第108条に基づき、届出が必要になります。【開発行為等を行う30日前まで】

2 届出の対象となる行為

【居住誘導区域外への開発行為、建築等行為】（都市再生特別措置法第88条）
 居住誘導区域外における住宅開発等の動き、都市機能誘導区域外における誘導施設の動きを把握するための制度であり、以下の基準が定められます。

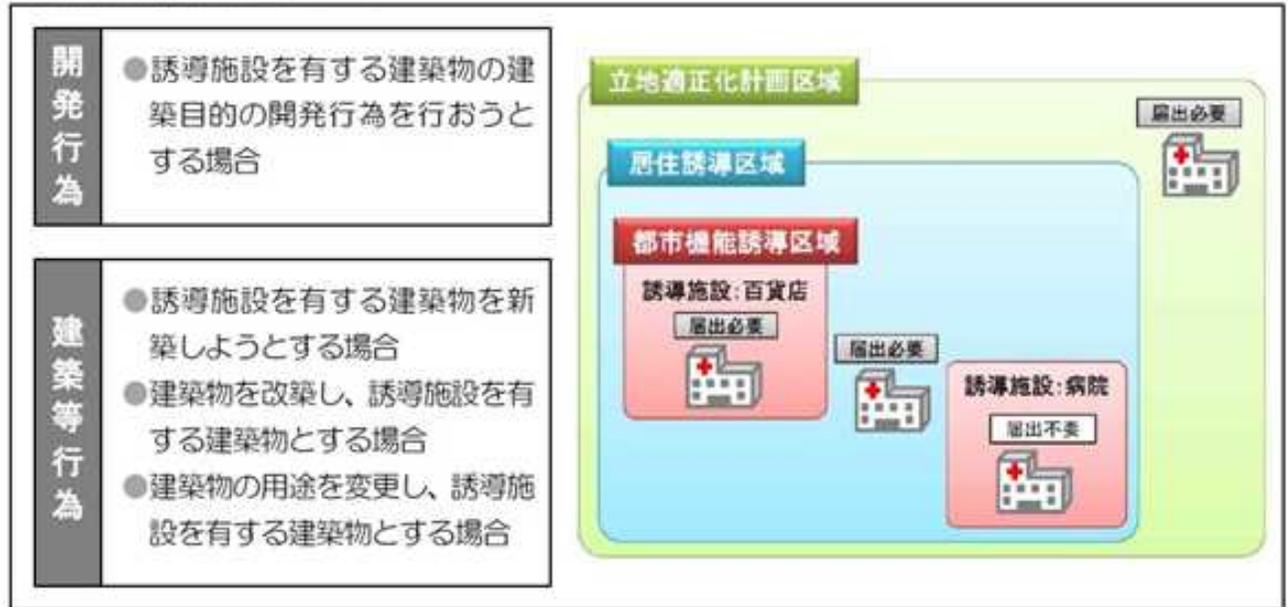
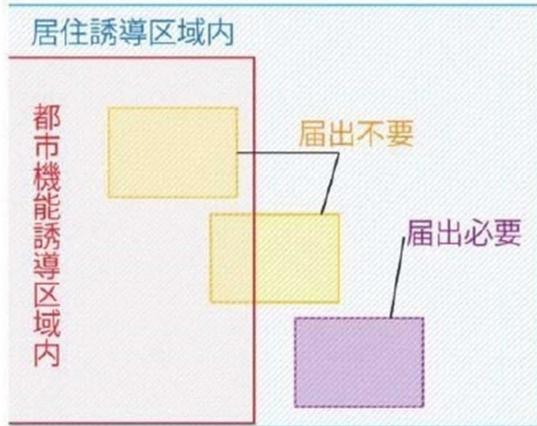
■届出対象のエリア



開発行為	<p style="text-align: center;">■届出の対象となる開発行為(例)</p> <p>①の例示 3戸の開発行為 ●届 </p> <p>②の例示 1,000㎡ 1戸の開発行為 ●届 </p> <p>800㎡ 2戸の開発行為 ●不要 </p>
建築等行為	<p style="text-align: center;">■届出の対象となる建築等行為(例)</p> <p>①の例示 3戸の建築行為 ●届 </p> <p>②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合 1戸の建築行為 ●不要 </p>

【都市機能誘導区域外への開発行為、建築等行為】（都市再生特別措置法第108条）
 誘導施設である用途の建築物を建築する場合は、届出が必要です。ただし、都市機能誘導区域内で誘導施設を建築する場合は、届出は不要です。

■都市機能誘導区域における届出対象



〔出典：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省、平成28年4月11日）〕

【届出対象となる施設】

誘導施設

通所・居宅型介護施設、保育園、認定こども園、幼稚園、商業施設、病院、診療所、金融機関、大学、専門学校、集会施設 等